歴史総合-DX

**1876年①（明治9）　言論の規制・弾圧**

前年の1875年（明治8）6月に言論を規制し、新聞を発禁処分にできる「新聞紙条例」、名誉棄損に対処する 「讒謗律（ざんぼうりつ）」が公布された。1876年（明治9）3月に廃刀令が出され、旧士族のフラストレーションは高まった。 一方、その半年後の9月に岩倉具視の要請で「国憲起草の詔」が天皇よりだされ、前年に設置された元老院 （有栖川熾仁親王・議長）にて憲法草案を起草すべく憲法取調局が設置された。この年の10月、廃刀令の不満が爆発し、熊本県で神風連の乱、福岡県で秋月の乱、 山口県で萩の乱がおこった。